

● 2002年7月4日～5日に他会派が行った、6月府議会一般質問の概要をご紹介します。

梅原 勲議員（自民、綾部市） 2002年7月4日

1 行財政改革について

【梅原】財政健全化指針の進捗は全体で約85%だが、内部改革が未だ80%に止まっている。その中で大きな比重を占める昇給延伸措置については、「臨時・緊急的な措置」という位置付けに止まっている。指針の計画期間が残り1年余となった現在、この期間内に更に40億円の対策を講じる必要があるが、目標達成に向けた対策についてどうか。

【知事】財政健全化指針の進捗はおおむね85%で、目標達成にむけ順調であるが、不透明な財政状況のなか、目標達成へ不断の努力をすすめる。内部改革については、まず平成所15年度までの定数1,300人削減計画は、教員を除く部門の400人削減目標を一年前倒しで達成。府議会の協力も含め、三役等特別職の給与減額をはじめ管理職手当を削減、旅費手当を見直し、早期退職特例措置の実施、外郭団体のOB職員の退職金廃止・給与水準見直しとともに、期末手当の三年連続引き下げのなかで、「緊急・臨時の措置」として正職員の昇給延伸を実施していることを理解いただきたい。もともと財政健全化指針は、急速な税収減の中で財政再建団体転落を回避するために、当面の緊急的な対応として実施したものだが、少子高齢化の進展や今後の退職金の増大問題など、今後の財政運営はますます厳しく、さらなる内部改革への見直し、効率的執行体制の確立、外部委託の実施、府立医大・府立3病院の経営改善、廃止も含む外郭団体の抜本的見直し等、長期的取り組みに全力あげる。

2 農山村における生活排水対策について

【梅原】農山村地域の生活排水対策に関し、①府における水洗化普及率は平成12年度末で83%に達している。遅れている農山村地域の生活排水施設整備を推進することが大変重要だが、由良川など公共用水域における水質改善のために、府としてどのように生活排水対策を進めていくのか。②農山村地域においては、コストが安い合併処理浄化槽の整備が注目されており、中でも市町村が設置・管理を行う「特定地域生活排水事業」による合併処理浄化槽の整備が住民負担を勘案しても大変有効であるが、その整備促進につき、どのように考えているのか。

【企画環境部長】下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等があり、国は所轄省庁が違うが本府では関係部局が連携し、地域の状況とコストを考慮し、地域に適した効果的手法を検討し、排水対策を進めている。農山村地域では、市町村が合併処理浄化槽を設置し、維持管理をおこなう特定地域生活排水処理事業は、地域の水質改善にとって極めて効果的であり、事業が円滑に進むよう努める。

3 道路交通網の整備等について

【梅原】道路交通網の整備について、①道路特定財源については、必要であり、今後とも安定的な道路財源の確保に努められるよう強く要望する。②綾部大江宮津線の物部地内の交差点改良事業の整備見通しはどうか。③上杉和知線の黒石峠については、道路の幅員が狭窄。整備方針はどうか。④広野綾部線の整備促進、小浜綾部線の改良促進、福知山綾部線の歩道設置、JR綾部駅周辺の電線類地中化等の事業促進について要望する。

【土木建築部長】②物部地区の五差路については、平成12年度に交差点改良の計画を定め、

現地測量、設計作業を進めてきた。今後、用地取得にむけ取り組む。③国道 27 号から府道小浜綾部線間におき整備してきたが、その中で黒石峠を含む約 4 キロの区間は、幅員が狭小、屈曲箇所も多いため、当面の安全対策をおこなっている。

4 風力発電について

【梅原】伊根町太鼓山の風力発電施設は、「環境・教育・観光」の 3 つの「K」を兼ね備えた今後の地域振興等の成功モデルとなる。①新聞で稼働後半年間における風力発電の状況は、初期調整が不十分であるとともに、風力が弱かったことから、当初計画に比べて収益が伸び悩んでいると報じられている。現在までの稼働状況はどうか。稼働状況を上げるため、どのような措置を講じているのか。②計画を下回る稼働率に関し、メーカーに補てんを求めるとのことだが、この可能性について、どう考えているのか。

【企業局長】設置後一年間をめどに初期調整として、風車や発電出力を制御する機器の調整・改良をおこなっている。3 月までの稼働実績は、初期調整期間中に加え落雷もあり、推定発電量 326 万 k w / h にたいし、162 万 k w / h。なお、契約にもとづき、発電実績が推定発電量を下回る場合、メーカーからその差を金銭保証する性能保証を得ているので、採算面での問題はない。

角替 豊議員 (公明・府民会議、南区) 2002年7月5日

1、京都市との関係について

【角替】京都府知事選挙は、改めて京都府の姿と課題とを鮮明に浮かび上がらせた。すなわち、南北に長い京都府、そのほぼ中央に、府域経済の中心であり総人口の半数を有する京都市内に位置する京都府。さらにかつて戦後の復興と成長を成し遂げなければならない重要な時期に、(蜷川)知事に、府政を長く押さえられていたことから、いまだにその後遺症を残す京都府。例えばこのような姿。私たちは、公平公正で開かれた政治姿勢を求め、府市協調をかかげ取り組んできた。21 世紀最初の知事選挙は、同時にこれからの地方自治のあり方と京都府の姿を問いかけるもの。それは、市町村合併の流れと県行政のあり方、京都市など特別市の問題、府市間の二重行政の問題、道州制を始めとする広域行政の問題。これらは、国家と社会全体の問題であり、京都府だけで、あるいは京都市だけの問題でない。

一方、京都市長の発言や京都市会での議論、山田知事の見解、大阪府と大阪市、兵庫県と神戸市の動向などが報ぜられた。この際、京都府と京都市の問題を取りあげたい。

京都市会では京都市民が府に納めている府税は 1800 億円で、これは府税全体の 62%にあたる。一方、府が補助金等を通じて京都市に出資している予算はおよそ 600 億円で、これは京都市民が納めている府税の 33%に過ぎず、あまりにも京都市民に還元されていない現実があるという議論があった。しかし、それは錯誤であり、またあえて意図的に同一視するならば、すりかえと言わなくてはならない。いずれにせよこの議論に強い違和感を覚える。それは、各級自治体行政の役割や法律、税の政策や使われ方というものに対する無認識、あるいは勘違いがあるように感じられる。また、地域社会のさまざまな営みを観察し、分析する際の視野の狭さや粗雑さといったものささうかがえる。

具体的な事例では、京都縦貫自動車道、舞鶴港の整備、また、鴨川を始めとする各河川の改修や整備事業。そして、府立植物園や京都テルサ、府立医大病院や洛東病院、洛南病院など、身近な施策から大きな視点に立ったものまで京都市民に対する京都府政の貢献や税の還元は大きい。この他にも関西広域連絡協議会が最近まとめた報告書「災害時の昼間流入人口問題の解決に向けて」。この報告書は、万一、昼間の勤務時間帯に、大規模地震が発生した場合、多数の他都市からの通勤者・観光客などは帰宅対象者になることを示し、それにとりま

い自治体に対して代替交通手段の確保や避難訓練、啓発活動の必要性などを求めている。京都市における対象者は、約 38 万 7000 人と試算。ここには、私たちの暮らしは広域的な交流によって成り立っていること、従って住民の生活を守るためには、隣接する自治体同士の連携や協力等、広域的な視点が不可欠であることは鮮明に示されている。

さて、私は議員からだけでなく、京都市の幹部からも市からの府税 1800 億円、補助金 600 億円という類の発言を聞く。そのような認識を元に京都府と京都府市の諸問題が議論されるとしたら、実情にも合わず、府民・市民の利益にかなう協調した施策にも結びつかないだろうと、深く憂慮する。そこで、京都市幹部にくすぶっている、市からの府税 1800 億円、府からの補助金 600 億円という議論に対して、山田知事はどのようにお考えか。また、この解決を図らなければならない京都府・京都市間の問題とはどのようなものであると認識をしておられるのか。

続いて、二重行政の問題。京都市域に京都市立と京都府立の類似施設がともに立地しており、しかも縦割りで運用されることから、これが無駄な二重投資であるとされ、その解消が求められているのが二重行政。私はそのような状態は早急に解消されるべきであると考え。問題は、実態を正確に把握し、個々の事業に即して住民サービスを後退させることなく二重行政を解消するその手法。

まず、交通事故相談所の実態。京都市内に立地する京都府交通事故相談所で行われた相談総数は平成 13 年度で 3354 件、そのうち京都市在住者からの新規相談は 982 件。一方、京都市の相談所へ寄せられた総数は府の 3 分の 1 の 1116 件。そのうち京都市在住者からの新規相談は 742 件。この数字は市域に府立の相談所があることで市民のニーズにこたえられているということ。次に、京都府消費生活科学センターと京都市民生活センターにおける消費者相談の対比。平成 12 年度の場合には立地条件の良い京都市で 7574 件もの相談を受けている。京都市民はさらに 2556 件の相談で府の窓口を利用。平成 13 年度には市の窓口は 7658 件で、府の窓口は 2583 件と同様の傾向。ついで、女性総合センターにおける相談事情。これは府市双方ともに従来から所在地別の集計はないが、平成 13 年度の京都市の相談は 1043 件。京都府の場合は 4 倍以上の 4899 件。府の場合には、本年 4 月・5 月の相談記録について、居住地の分析があるが、それによれば全相談者のうち 6 割から 7 割が京都市内在住者なので、これをもとに推定すると、府の窓口の 3 倍にもなる約 3000 件前後の相談は京都市民から府の窓口へ寄せられていると見込まれる。また、融資制度に関しても、府の中小企業総合センターと市の中小企業支援センターでの斡旋件数を比較して対比してみたら、平成 3 年度は府が 1256 件で、市が 1146 件とほぼ同数。平成 5 年度は府は 2113 件で、市が 6734 件と、府は市の約 3 分の 1。平成 9 年度は府が 2776 件で、市が 5474 件と府は市の約半分。そして平成 13 年度には府は 1465 件で、市が 5044 件と再び府が市の約 3 分の 1。以上、4 機関をみただけでも京都市域における府の各種事業が、京都市民に対する行政サービスの提供に多大な役割を果たしていること、そしてその活動自体も実に多様であることなどが確認できる。

私は、京都府の立場でより正確にいわれる二重行政といわれるものの実態を把握し、事業内容に即して住民サービスを後退させることなく、無駄と非効率の解消を図る今後の方針を確立していく必要あるものと考え。それには、調査、分析、施策の立案、京都市との協議など十分な体制が求められる。知事は、二重行政の実体についてどのような認識をお持ちであるのか。また、とりわけ京都市との協議についてどのような体制で臨むお考えであるのか。

【知事】 京都府と京都市の問題についてだが、京都府の各市町村がそれぞれの市町村の発展を第一に考えることは理解できるが、市町村が現在においてはその区域を越え交通、情報、環境、産業などあらゆる分野において有機的に結びついている状況を考えれば、京都府が各市町村をしっかりと支援し、広域的な観点から環境や社会産業基盤の強化をはかり、市町村相

互の連携を強めることが、京都府の中核をなす京都市を含め、京都全体の住民福祉水準を高めるために必要であり、また重要。もちろん、京都市に対しても、このような見地から地下鉄建設、社会福祉、医療等、幅広い分野で積極的に支援してきたところであり、小中学校の先生の給与、警察官の給与及び活動に要する経費、鴨川など河川の管理のほか病院、植物園など多くの施設の設立運営等、まさに京都市の発展を見据えたかわり方の施策に全力を上げて取り組んでいるところ。

また、京都市が周辺地域との確かな結びつきのもとで世界に誇る魅力ある都市として成長してきたことに思いをきたし、京都府は京都市とその周辺さらに京都全体を視野に入れた社会的な基盤の整備を進めてきたところであり、府と京都市の関係はこうした幾重にも重なりあった施策の全体を踏まえることによって初めて税を払っていただいている府民の方、そして市民の方に理解を得られるものじゃないかと考えている。このような経緯のうえに、京都府と京都市のこれからの関係を考えた場合、法令の上では、京都府と京都市の権限が重なっているということはないが、特に住民サービスの分野において、例えば相談窓口等同様のものが府市それぞれに設けられているとか、類似する施設が府市それぞれに設置されているという事例が指摘されている。こういったことは議員ご指摘のように一面、府民サービスの向上につながっているという意見もある一方、反面、分かりにくいとか、重複しているのではないかとといった意見もあることはしっかり受け止めるべきであると考えており、そのためにも今後のあるべき姿について、例えば重複した施設や窓口を、統合、役割分担、また、この連携のもとに府民の利便性と向上をはかることができたり、また市民・府民がさらに利用しやすいように、施設や窓口を位置的にも再配備できないかなどについて、広く府民・市民のご意見も踏まえ、まず事務的なレベルで課題をしっかりと整理して、そのうえにたつて、京都市と十分に協議していくという形で進めていく必要がある。

地方自治をとりまく環境の変化をふまえ、市町村や都道府県のあり方を、今後根本的に考えていく必要があるが、私はまず、市民や府民から見てわかりやすく効果的な行政を推進し、府市協調によって相乗的な行政効果を上げるよう努めてまいりたい。

2、住民参加、外国人の公務員への任用等について

【角替】地域社会の「安心・安全」のためには、地域社会への住民参加と、行政と住民とのパートナーシップが重要であると考えますが、本府の啓発等の取組状況はどうか。

【企画環境部長】防災・防犯をはじめ、住民の地域社会への参加が求められる。ほんらいは、住民の自主的発議によるものであるが、行政とのパートナーシップは欠かせない。

【角替】住民参加の顕著な例として、地域の消防団があげられるが、消防団員は特別職の地方公務員であり、不可解なことに、公務員としての当然の法理に従い、日本国籍を有しない人は消防団員にはなれないと解されている。府内の消防団には、外国籍住民も入団している等の事実があり、京都が外国籍住民に開かれた、多様性を尊重する共生社会に変貌しつつある姿を世界や各地に知らせるため、消防団員に対する国籍条項を撤廃すべきと考えるが、①消防団員に対する国籍条項の適用について、どのように考えているのか。②府内の消防団において、外国籍住民が消防団員として活躍している実態があるが、この実態をどのように認識し、評価されるのか。③国に対して、国籍条項の撤廃を提案する考えはないのか。

【総務部長】市町村が自主的に判断されることであるが、その場合に消防団は、地域住民が自発的に集まり結成されているものであり、その任務は火災をはじめ、自らの力で地域を守るものであり、その成り立ちを考慮し、市町村において判断されるべき。いずれにしても、外国人の公務員への任用については、本来的にはその取り扱いを法律において明確に規定されるのが適当と考える。